

令和7年度 細野保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置運営主体

名称	社会福祉法人浄信会
所在地	小林市真方48番地
電話番号	0984-22-3171（浄信会本部事務所）
代表者氏名	理事長 岩崎 豊文

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	細野保育園
施設の所在地	小林市細野4351番地2
連絡先	TEL0984-22-3576 FAX0984-22-3528
管理者	園長 内村 優子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員（60名）	満3歳以上の児童 39人
3号認定 20名	満1歳以上満3歳未満の児童 19人
2号認定 40名	満1歳未満の児童 2人
令和7年4月1日現在	（60人）
開設年月日	昭和42年4月1日
事業所番号	4520551000121

3 浄信会 基本理念

「人と人のつながりの中で 共に生き 共に敬い 共に支え
育ちあう社会を創ります」

サービスの目的・運営方針

細野保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、園児が日々の保育の実践を通して、いのちの不思議さや尊さ、生きていることの素晴らしさを体感し、いのちを敬うところを育む「まことの

保育」を基軸として生活の場が形成されるよう常に努めます。

(3) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(4) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2, 1 6 0 m ²
	園庭	8 9 7 m ²
園 舎	構造	鉄筋コンクリート平家建
	延べ面積	6 6 7 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考 (幼児の区分ごとの利用定員)
乳児室	1 室	ぽっぽ組 (乳児 3 名に保育士 1 名)
ほふく室	1 室	ことり組 (幼児 5 名に保育士 1 名)
保育室	3 室	りす組 (満 2 歳児) 1 室、(幼児 6 名に保育士 1 名) ひよこ組 (満 3 歳児) 1 室、(幼児 1 5 名に保育士 1 名) うさぎ・ひつじ組 (満 4・5 歳児) 1 室、 (幼児 3 0 名に保育士 1 名)
遊戯室 (ホール)	1 室	5 歳児の保育室に舞台があり、行事等で使用
調理室	1 室	
事務室	1 室	園長、主任保育士及び事務職員が執務
プール	1 室	別棟にプール

5 職員の設置状況 (令和 7 年 4 月 1 日)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 名	1 名		
主任保育士	1 名	1 名		
保育士	1 3 名	9 名	4 名	1 名育休中
准看護師	1 名		1 名	
栄養士	1 名	1 名		
調理師	2 名	2 名		
事務員	1 名	1 名		1 名育休中
子育て支援員	3 名	1 名	2 名	

当園では、「小林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 1 日小林市条例第 20 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ 8：35～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（ 8：35～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（ 8：35～17：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（ 8：35～17：00）
調理師	正規の勤務時間帯（ 8：35～17：00）
事務員	正規の勤務時間帯（ 8：35～17：00）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜から土曜日までとします。

ただし、日曜・祝祭日及び市長が休園を命じた日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

8時00分から17時00分までの範囲内の8時間保育となります

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育を提供いたします。

時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります

【時間外保育に係る利用者負担】

	保育短時間認定	保育標準時間認定
利用時間数	日額	日額
30 分	100 円	100 円
1 時間	200 円	200 円
1 時間 30 分	300 円	
2 時間	400 円	

※月末締め翌月 10 日までにお支払い下さい。

※就労証明書に基づき、申請された勤務時間と通勤時間を含んだ時間内が保育時間となります。

※急な残業等で遅れる場合は、勤務先の電話から保育園へご連絡ください。

※保護者の方がお休みの場合は、お子さんもお休みとなります。（父母の休日が違う場合はどちらかに合わせて頂くことになりますので前もってお知らせください）必ずシフト表を提出ください。

※就労が固定の場合は就労証明書で確認し、シフト勤務の方は、前月最終日の三日前までにシフト表を（シフト時間がわかるようにしてください）を提出下さい。

※ICT 登降園システムでお休みの管理はいたします。

※自営業の方々へのお願いですが、勤務されている方々との不公平感が無くなる様ご配慮いただくと幸いです。

※行事に関しては、土曜日に実施せざるを得ませんので、その際は休日扱いとなります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)を踏まえ、「まことの保育」を生活の場の中心として、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 報恩講・七草の集い等への参加

浄信寺六園合同仏参、七草の集い、真宗保育の行事への参加

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 1 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
1 歳児	9 時 1 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
2 歳児	9 時 1 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
3 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
4 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
5 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
除去食は、開始時、毎年 1 回医師の診断書が必要です。

※ 2 か月に一回（4 月・8 月・10 月・11 月・12 月・3 月）の会食と会食の月にお弁当の日を設けております。

(4) 一時預かり

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、一時的に保育を提供します。料金は別紙にてご説明いたします。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。仕事が変わったり、辞められた場合は支給認定の変更要件になりますので、すぐにお知らせください。保育料は住民税を基に算出され、新たに加わった要件も加味して子育て支援課が決定します。9月に1回見直しがあります。保育料のみ **pay pay** 支払いが可能です。3歳以上児について保育料は無料となります。

※食材費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、
<年収 360 万円未満相当世帯の子ども>と<第三子以降の子ども>については副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。

※乳児クラス～2歳児クラスまでの子どもについては住民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。

※乳児クラス～2歳児クラスまでの子どもについては、保育料の中に、主食・副食・2回分のおやつ代が含まれています。

※子どもが2人以上の2歳児クラスまでの子どもの保育料の軽減は、これまでどおり第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません)

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、下記に掲げる費用を負担していただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
行事参加費	遠足に使用するバス代や入場料、高速料金等として徴収します。 目的地によって徴収額は変わります。	目的地によって変わります。 今年度は現地集合の為、徴収致しません。
2号認定に係る給食費	3歳以上児は「白御飯」を持参する 厚労省の給食費の構成に依る。	一律 4,900円

10 利用の開始と終了に関する事項

・入所の手続きをし、市役所からの支給認定決定が通知され、入所決定後
この重要事項説明書に同意されたときからの利用となります。

・当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
・就労の状況変更が生じたとき
- (4) 当初の申請内容（住所・勤務先・勤務時間等）に変更が生じた場合は、
所定の様式を御提出ください。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	みまつこどもクリニック
医 院 長 名	柳 邊 秀一
所 在 地	小林市堤 2 3 2 2 番地 4
電 話 番 号	0 9 8 4 - 2 2 - 1 2 3 4

(2) 歯科

医療機関の名称	阿部歯科医院
医 院 長 名	阿 部 和昌
所 在 地	小林市細野 2 7 1 9 番地 3
電 話 番 号	0 9 8 4 - 2 3 - 1 1 5 2

※内科健診(年2回)と歯科検診は全員受診が義務付けられていますので、欠席された場合は医師の指定した日時に保護者の方に連れて行ってもらう事になります。

※お子さんが発熱された場合は 38 度あった時点で連絡させていただきますので、その後の対処や対応についての判断をお知らせ下さい。平熱が低いお子さんや、その他の理由で 38 度以下でも連絡する場合があります。

※熱がなくても、普段の様子と違ったり、お子さん自身が体調不良を訴えられる場合も同様の対応をとらせていただくことになります。

※感染症が流行っている場合は、必ず感染症の状況をボードにてお知らせしますので、お子さんが受診される場合は、必ず医師に感染症が保育園で流行していることをお伝え下さい。登園停止の感染症とそうでない感染症がありますが、登園に関しては必ず医師に確認してください。園としても、出来る限り対策をとってまいります。が、集団生活である以上限界がある事をご理解下さい。

※怪我等で、病院受診をする必要が生じた場合は必ず保護者の方へご連絡した上で受診します。

※前日発熱やその他の症状で欠席されていて、登園された場合は、お子様の様子が登園時に検温して発熱があり、また熱が上がりそうな場合は、集団生活で個別の対応が出来ない場合があります、お預かりできない事もありますのでご理解下さい。

発熱で休まっていた場合の解熱後の登園についてですが必ず解熱後 24 時間以上経過し、お子さんの体調や食欲が改善されている事が条件になります(下痢・嘔吐も同様です)ので、ご留意下さい。

※コロナやその他の感染症の流行に伴い、厚生労働省から対応等の通知があった場合はそれに従った運営をする事になります。その際は、必ず保護者の皆様にお知らせいたします。

※SIDS

SIDS は、保育士が眠っているお子様を側で見守っていても、お顔の表情や体の動きなどから異常を感じるようなサインが出ない為、呼吸停止直前、直後であっても、お子様の急変に気付くことが難しい疾患です。SIDS による呼吸停止は、保育士の知識、経験からも予測できない状況で起こります。その為、1 歳になるまでは 5 分

おきの睡眠チェック（お子様に優しく触れる事で、「生きている確認」と、「刺激による予防」をし、目視の体調確認を行い、寝返りでうつぶせになった時はすぐ仰向けに戻しています。

うつぶせ寝の習慣があるお子様は、仰向け寝の習慣をつけていきましょう。

また、2歳児は15分おき、3・4・5歳児は30分おきの午睡中の体調をチェック管理も致します。

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状の急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

園児のかかりつけ 医療機関	医療機関名： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 本部 奈美 ・解決責任者 園 長 内村 優子 ・ご利用時間 8：35～17：00 ・電話番号 0984-22-3576 F A X 0984-22-3528 クラス担当職員または主任保育士にお申出ください。	
第三者委員	林 和豊	電話番号 090-7985-5124
	上原 利秋	電話番号 090-9492-0133

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	・誘 導 灯 有 ・非常警報装置 有 有

避難・消火訓練 不審者対策訓練	避難および消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 不審者対策訓練は、年2回計画立案及び訓練を実施します。 噴火避難訓練も実施（全児、防災ずきん着用）
--------------------	--

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険
保険の内容	園の管理下及び通園途上における怪我、熱中症、特定感染症、地震、噴火、津波
保険金額	死亡・後遺障害 2,295,000 円 入院保険金日額 3,500 円 通院保険金日額 2,500 円

※以上の内容になっておりますが、保険会社の審査により保険額は決定されますのでご了承ください。

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動, 営利活動	利用者の思想, 信仰は自由ですが, 他の利用者に対する政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

※職員による園児への虐待防止の為、以下の措置を講じています。

- ① 年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルに沿って運用

※園児に、不適切な養育の兆候が認められる場合やその他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所へ通告等を行う他、関係機関と連携し必要な対応を行います。

18 個人情報保護について

①保育園のホームページや、お便りへの写真等の掲載については入園の際必ず保護者の同意を頂いております。変更がある場合は必ずお申し出下さい。

②スマホ（携帯）・パソコン・タブレット等を利用して個人でネットにアップされるのは自由ですが、その際家族以外の方の写真・動画・名前等を了承なしでアップされることは固くお断りいたします。

19 安全計画に関する留意事項

※園においては安全計画を策定し、必要な取り組み（安全点検、マニュアルの策定、園内外活動への安全指導、保護者への説明と共有、受洗的な訓練及び研修の実施、再発防止の徹底）を致します。

20 送迎時のお願い

※基本的に保護者の方が送迎していただき、保育士に確実にお子さんをお預け下さい。お迎えの際も保育士が、保護者の方にお渡しします。都合が悪く、ご家族のどなたかがお迎えに来られる場合は、その旨送迎時にお伝えください。途中で予定が変更になった場合は必ずご連絡下さい。(ご家族の都合がつかずお友達のお迎えになった時も同様です) 小中学生の兄弟姉妹のお迎えはできません。連絡なくお迎えに来られた場合は、保護者の方に確認の電話をさせていただきます。

※登降園の際は、お手数ですが「登降園システム」に入力をお願いいたします。

※送迎時の駐車について

- ・車をバックする際は、必ず周りや後ろを見、確認しつつ行って下さい。
- ・駐車場内での保護者間でのお話はおやめください。園庭にてお話下さい。
- ・駐車場内では、速度はゆっくりの運転を心掛けて下さい。
- ・貴重品等、紛失防止の為、鍵を掛けましょう。

※お子さんの安全のためのお願い

- ・必ずチャイルドシートを利用しましょう。
- ・子どもさんだけ乗せて、車から離れるのはおやめください。
- ・お子さんと必ず手をつなぐようにしましょう
- ・門扉を閉め、施錠をお願いします。

21 緊急連絡などのメール配信(マチコミメール)

※緊急時の連絡体制を強化する為「メール配信」を取り入れ、緊急時の感染症情報、不審者対応、災害時対応の連絡を行っています。

1. 配信される内容

- 保育園からの緊急連絡
- 保育園からの行事などの案内
- 感染症情報
- 不審者情報 など・・・

2. 留意事項

- 登録された個人情報、配信以外に使用する事はありません。
- 受信には通常のメール受信料がかかります。
- 登録は、保護者の皆様及び保育園が許可する方々に限らせていただきます。
- PC メールからの受信拒否設定をされている場合はメールが届かない事がありますので、受信できるように設定をお願いします。